第５回　大東市人権擁護施策推進審議会　会議要旨

１．開催日時　令和４年12月２日（木）　　午前９時30分より

２．開催場所　大東市役本館　委員会室

３．出席者

審議会委員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　石　元　　清　英　　委 員（会長）

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　山ノ内　　裕　子　　委 員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　　辻　　　大　介　　委 員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　国　安　　澄　江　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　川　　正　義　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　林　　　徹　　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　大　田　　千　洋　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　井　　哲　也　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　和　真　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　好　　直　樹　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　久　世　　芳　之　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　克　之　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　山　本　　光　一　　委 員

・３号委員（市長が必要と認める者）　　　栗　本　　初　枝　　委 員

事務局

・市民生活部長兼人権政策監　　　　　　　木　村　　吉　男

・市民生活部参事兼人権室長　　　　　　　奥　野　　佳　景

・市民生活部人権室上席主査　　　　　　　池　谷　　幸一郎

・市民生活部人権室係員　　　　　　　　　大　保　　一　真

・政策推進部長　　　　　　　　　　　　　　東　　　克　宏

・政策推進部総括次長　　　　　　　　　　田　中　　知　子

・政策推進部戦略企画課長　　　　　　　　福　田　　悦　子

・政策推進部戦略企画課長補佐　　　　　　長　町　　幸　一

・政策推進部戦略企画課上席主査　　　　　北　谷　　友　香

４．案件

・議事

1. 資料説明
2. 意見交換

５．配布資料

・会議次第

・委員名簿

・大東市人権擁護施策推進審議会規則

・資料１：大東市人権行政基本方針（案）

・資料２：人権行政推進本部会議と人権擁護施策推進審議会における主な意見と反映状況

・資料３：大東市人権行政基本方針の改訂について（答申）（案）

・資料４：パブリックコメント 意見内容

６．その他

傍聴希望者　　　０名

発言要旨

１．開会

11名出席

事務局：（配布資料について、事務局より確認）

２．議事

事務局：ここからの議事の進行は当委員会の規則第３条第１項の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

1. 資料説明

会長：それでは、第５回の審議会の議事を進めていきたいと思います。

この会議は公開としていますが、本日の傍聴者はいないということですので、議事に入りたいと思います。

本日の議事は、大東市人権行政基本方針の改訂案と答申案の２点になります。

はじめに大東市人権行政基本方針の改訂案について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局：（資料について、事務局より説明）

1. 意見交換

会長：基本方針の変更点について、事務局から説明していただきました。お気づきになった点があればお出しください。

委員：パブリックコメントについて、意見を述べさせていただきます。１については、女性が充分に能力を発揮する機会が保障されていないということで、解決方法としては女性創業者の講演会に参加することを啓発してはどうでしょうか。また、２については、働く職場の環境づくりについて考える必要があるということで、経営者等への講演会の参加を促してはどうでしょうか。大東商工会議所の会員数は1712名（令和4年11月現在）ですが、コロナの関係で多くの会員が脱退する状況になっており、商工会議所の職員全員が奮起して頑張っておられます。この２つのテーマについては、商工会議所で講演会を開催しています。３については、男女別の統計を取ることは重要であると考えます。一方で、性的マイノリティにかかる、服装や化粧についてですが、近頃男性化粧が注目されている理由は、「男性らしさの変容」つまりジェンダー平等の思考が強まっているからだと言われています。しかし、それだけでしょうか。ジェンダー論に収まらない現代社会における視線から男性化粧についての講演会が大学で開催されていたという情報をここでご紹介させていただきます。

会長：他にお気づきの点や、事務局からの変更点についてのご質問やご意見があればお出しください。

委員：特にありません。

委員：先ほどの変更点で、28ページの「『一人ひとり』に焦点を当てることで」というところは、「『一人ひとり』の多様性に」と文言を加えたほうがわかりやすいのではないかと感じました。

会長：赤字で「『一人ひとり』に焦点を当てることで」というところを「『一人ひとり』の多様性に焦点を当てることで」としてはどうかというご意見ですね。

委員：そうです。

会長：わかりました。そのように訂正するということで進めたいと思います。

会長：11ページの下から3行目。「認めあえる」の「あえる」がひらがなになっているのですが、ここよりも3行上で「多様性を認め合う」は漢字になっています。これは特にどなたかの文章をそのまま引用したという事でなければ漢字で統一してはどうでしょうか。

13ページに、「公民連携」とあります。いくつかの辞書を引いたのですが、「公民」とは「市民で政治に参加する権利や義務をもつ人のことをいう」というような意味であり、「行政と市民が連携して…」というような意味が出てきませんでした。「官民連携」にしたほうがよいのではないかと思います。

16ページの社会情勢の２段落目。「また、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）等、パートナー等の親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力（身体的暴力、経済的暴力、心理的暴力、性的暴力、社会的暴力）は」とありますが、これは脚注８の説明と重なります。ですからこれは、そのまま「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）は、男女間の力関係の差や…」というふうに続けてはどうでしょうか。余計な説明が間に入っているので、かえって読みにくい様に思います。それから、「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）等」というと、あとに何を想定して「等」をつけているのかというのがちょっとわかりにくかったのですが、これはどうですか。いわゆる性暴力全てというような意味合いで「等」をつけているのですか。ここもわかりにくかったところです。

17ページの上から５行目の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する権利）」に注釈を入れたほうがいいと思います。他の用語でジェンダーギャップ指数だとかＤＶなどは注で説明しています。ＤＶよりもリプロダクティブ・ヘルス/ライツのほうがなじみのない市民が多いと思います。

下から２行目の「また、家庭における、世帯間の経済格差の拡大による子どもの貧困問題や、学校における過度の校則規定、ヤングケアラー等」となっています。「家庭における子どもの貧困問題」や「学校における校則」というのはよいのですが、そのあとの「ヤングケアラー」は家庭における問題です。「校則」は学校のことだとわかるので、ここでは「家庭における」と「学校における」を取ってしまったほうがすんなりと読めるのではないかと思います。

23ページの社会情勢の２行目。「在日二世・三世」とありますが、四世・五世の人もいます。「二世・三世」と書くと「どうして限定しているのか」となりますので、ここは書き方に工夫が必要だと思います。

27ページの社会情勢の４行目。「近年は」を１字下げてください。

脚注28のクエスチョニングの説明に（Ｑ：自身の性自認や性的指向が定まっていない、意図的に定めていない人）とあります。これはまちがいではないのですが、「定まっていない」というと、「揺れ動く」というイメージがあります。クエスチョニングと分けたのは、「自分の性自認や性的指向がまだよくわからない」という人たちがいるので“Ｑ”と言われ出したと思います。なので、（「わからない」という人や、「今決めたくない」という人など）という書き方に変えたほうが、誤解がないのではないかと思います。

30ページの下から４行目。「病気や民族に対する偏見や差別等」になっているのですが、これだと病気や民族という二つに限定しているようになります。この基本方針を見ると、「など」という言葉は使わずに全部「等」で統一しているようですけれども、ここは「病気や民族などに対する」と、「など」を入れたほうがいいのではないでしょうか。他にも様々あるということになりますので、「など」を入れるほうが誤解が生じないのではないかと思います。

事務局：ご指摘いただいたところは、こちらで再度検討して修正等を行います。

「官民連携」という言葉ですが、大東市では市民の方や民間企業の方と連携協力して何か事業や取組を進めるということについて、「公民連携」という言葉を使っておりますので、こちらは「官民連携」ではなく「公民連携」でできるだけ表現させていただけたらと思います。

会長：２ページの最初の「本市では、2001（平成13年）に策定」では、「平成」と「1」の間が空いていますが、３ページの（平成５年）はつまっています。空いているところたつまっていますがところどころにあるので、ここのところは調整していただきたいと思います。

事務局：修正させていただきます。

会長：９ページの脚注３の説明に「シトラス色」が出てきます。これは、かっこして（薄黄緑）と説明があるほうがよいと思います。

委員：文章に対する感想です。人権基本方針の32ページの下から７行目。「本市では」から「今後の人権教育・啓発の取組を検討するうえでの課題といえます」。また、33ページの「①多様な取組の展開」の最終行、「理解につながるまでの繰り返しの啓発を行います。」という部分で、人権教育・啓発の取組方針として、啓発方法が書かれています。その中の「講演」についてですが、10月26日「大東市人権に関する市民意識調査から」というテーマで会長のご講演があり、出席しました。項目通り、丁重に説明されるとともに、ご自身の意見も交えて教えていただき、大東市民の人権に関する意識が よく理解できました。結果としては、自分ごととして捉えていない人が多く、誤解して捉えることに問題があるということを知りました。そのことは、32ページの「本市では」から始まり、今後の人権教育、啓発の取組の現状と課題と、３つに分かれています。

会長におかれましては、これからも大東の人権についての正しい知識を伝授していただき、理解を深める為に継続してご講演くださることをお願いしたいと思います。

会長：委員の御指摘のところを見ていて気がつきました。

32ページの下から３行目の「他人事」が漢字になっています。15ページの１行目の「ひとごと」と同様にかっこしてひらがなに修正してください。

会長：それでは、次の議事に移りたいと思います。答申案について、事務局から説明をお願いします。

事務局：（資料３、答申案についての説明）

会長：今、ご説明いただいた答申案に関してお気づきの点、質問やご意見があればお願いします。

委員：このあと、文言の修正や訂正があった時は大東市のほうでお願いしたいと思います。また、会長からご提案のあったことについては、会長と調整していただき、私どもに連絡いただければよいと思います。後の事案については、全て会長に一任させていただくということで、皆さんいかがでしょうか。

委員：了承

会長：いかがでしょうか。大体の意見は出尽くしたと思います。残りの点があれば、事務局と詰めていきます。オンラインで参加の委員はいかがでしょうか。

委員:特にありません。

会長：それでは、答申案についてもこれで（案）を取って当日市長に提出します。

これで議事を終わります。

最後に、全体を通じて何かご意見があればお出しいただければと思いますがどうでしょうか。

それでは、この基本方針案を最終的に事務局と私のほうで詰めて完成することをご一任いただいたということで、締めたいと思います。

それでは、本日の意見を踏まえて事務局には再度改訂案の修正をお願いします。

最終案及び答申案の決定につきましては私のほうに一任していただくということでよろしくお願いいたします。以上で本日の審議を終了し、事務局にお返しします。

３．事務連絡等

事務局：今後のスケジュールについて、ご説明させていただきます。

本日いただいたご意見をもとに、修正を加えたうえで、審議会としての大東市人権行政基本方針改訂案の最終案及び答申を会長一任のうえ決定させていただきます。

そして、12月12日会長より大東市長へ本審議会への諮問に対しての答申をしていただき、それをもちまして本審議会は終了となります。その後、庁内会議である推進本部会議に諮ったうえで、議会へと上程してまいります。

出来上がりました方針の改訂案及び答申につきましては、皆様にも~~ご~~共有させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、委員の皆様にはご多忙の中、また、新型コロナウイルス感染症 拡大の影響もあり、令和３年度からの長期間にわたり、大東市人権行政基本方針の改訂に貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第５回大東市人権擁護施策推進審議会を閉会いたします。委員の皆様、ありがとうございました。

４．閉会